

平成 30 年 5 月 14 日

旧優生保護法による強制不妊手術について（声明）

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会
理事長



旧優生保護法（1948～96年）下で、障害者らへの不妊手術が行われていた問題が大きく取り上げられています。報道によると、16,000人もの人が自らの意に反して、あるいは十分に意思を確認されないまま、不妊手術を強いられたとされています。

さらに厚生労働省によると、強制的な手術だけでなく、本人の同意を得て行われていたとされる手術記録を合わせると、本人同意も含む不妊手術は約2万5000件にのぼるとされています。

旧優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」、すなわち病気や障害をもつ子どもが生まれてこないようにする、ということ。もう一つは「母性の生命健康を保護する」として、女性の妊娠・出産する機能を保護するということで1948年に国会で成立しました。

法律のもとで実行されているために、同意があったとしても実際には「拒否できない」状態で行なわれていた可能性があると言われています。障害を理由とした不妊や断種の手術が強制されてきたこと自体、障害のある人の人権侵害と言わざるを得ません。

同時に私たち家族としても、旧優生保護法の問題点を認識している中で、十分な対応ができてこなかったと反省しているところです。障害のある人の権利を尊重し守る立場から、この問題に正面から向き合い、国に責任ある調査や謝罪、補償をされるよう求めるものであります。

強制不妊手術、国に「謝罪、補償を」:朝日新聞デジタル

朝日新聞
DIGITAL

検索

目次

トップニュース

スポーツ

カルチャー

特集・連載

オピニオン

ライブ

新着

天声人語

社会

政治

経済・マネー

国際

テック&サイエンス

環境・エネルギー

地域

朝日新聞

朝日新聞デジタル > 記事

有料記事

強制不妊手術、国に「謝罪、補償を」

2018年5月17日05時00分

シェア

ツイート

ブックマーク

スクラップ

メール

印刷

0

list

0

紙面ビューアー 面一覧

続きから読む

旧優生保護法(1948~96年)の下で障害のある人たちが不妊手術を強いられた問題で、「全国知的障害者施設家族会連合会」(全施連)が16日、国に謝罪や補償を求める声明を発表し、厚生労働省に届けた。

声明では手術について、同意があっても実際には拒否できない状態だった可能性がある指摘。その上で、「障害を理由とした不妊や断種の手術が強制されてきたこと自体、障害のある人の人権侵害と言わざるを得ない。国に責任ある調査や謝罪、補償をされるよう求める」と訴えた。